

令和 4 年 3 月 7 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

3月7日(2日目)

日程第1 一般質問

## 2 会議に付した事件

日程第1の事件

追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	森	宏子	2番	山本	優作
3番	鈴木	浩二	4番	片山	陽市
5番	小嶋	完作	6番	内田	保
7番	石垣	菊蔵	8番	服部	光男
9番	藤井	満久	10番	吉原	一治
11番	榎戸	陵友	12番	石黒	充明

欠席議員 (なし)

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石黒和彦	副 町 長	中川昌一
総 務 部 長	滝本恭史	総 務 課 長	内田純慈
防災危機管理室長	石黒俊光	企画財政課長	滝本 功
建設経済部長	鈴木淳二	建 設 課 長	山本 剛
産業振興課長	奥川広康	厚生部長	大岩幹治
環 境 課 長	富田和彦	教 育 長	高橋 篤
教 育 部 長	鈴木茂夫	学校教育課長	鈴木和芳

## 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保美保	主 査	小坂有一
--------	-------	-----	------

[ 開議 9時30分 ]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例町議会2日目に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。愛知県まん延防止等重点措置が21日まで延長となりました。町内において依然感染者が出ております。対策をいま一度徹底するため、引き続き傍聴者の皆様には御迷惑と御不便をおかけいたしますが、別室での傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。また、基本的な感染防止対策をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。よろしく願いいたします。

---

日程第1 一般質問

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

4番、片山陽市議員。

○4番（片山陽市君）

おはようございます。

ロシア軍によるウクライナ侵攻、一刻も早く終結していただくことを心より願っております。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。壇上においては通告書の朗読とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. カーボンニュートラルについて。

令和2年10月、国は、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。現在、世界中の国々においても同様な宣言が出されていますし、経団

連に加盟する企業なども宣言しています。また、令和4年1月31日時点で534自治体、近隣市町では半田市をはじめ4市と武豊町がゼロカーボンシティ宣言を表明しています。

本町においても積極的に取り組み、将来子どもたちがさわやかな青空の下で安心して暮らせることを願って、以下の質問をします。

(1)今後数年以内に内海観光センター、師崎観光センター、統合中学校（校名未定）の建設が計画、または準備されています。鉄筋や鉄骨などの鉄材やセメント、コンクリートは、生産時に排出される二酸化炭素排出量が大きいため、鉄筋コンクリートの建物を木造建築に転換できないか。

(2)公用車を電気自動車や燃料電池車など自動車自体が二酸化炭素を排出しない車に替える予定はあるか。

(3)本町は、自然豊かで緑も海もあります。植物は、葉の気孔から二酸化炭素を取り込みます。また、海藻類や植物プランクトンも、ブルーカーボンと呼ばれる海中の二酸化炭素を取り込んでいます。こうした環境が整っている状況から、既にカーボンニュートラルを達成していると言えないか。

(4)企業間では排出権の取引が行われ、売買されています。この排出権取引を自治体間で行っている事例はないか。

(5)カーボンニュートラルやゼロカーボンシティとは何かということを、町民に発信する取組は行っているか。

(6)本町で既に行っているカーボンニュートラルに対する取組は何か。

続いて、大きい2番です。

町道の維持管理及び修繕について。

本町には、路線図を見れば分かるようにおびただしい数の町道が存在します。常時、町民や観光客などが使う主要な道路もあれば、現状では人も通れないような道路もあります。それらの道路の危険箇所などを踏まえ、以下の質問をします。

(1)アスファルト舗装には、穴ぼこやクラック（亀裂やひび割れ）が見られるところがあります。コンクリート舗装にも同様なことが言えます。また、水道工事などの復旧後の段差等も見られます。これらの道路の舗装を補修するタイミングは、どのように考えているか。

(2)ガードレールやガードパイプなどで、さびてしまって強度が不足するものや、地盤沈下や路肩の崩壊等により規定の高さが得られていないものの修繕、または取替えは

考えているか。

(3) 消えかかったセンターラインや外側線、また止まれなどの路面表示は、どのような状況になると補修するか。

(4) 路肩にたまった土砂の撤去や、そこから生える雑草の草刈りは、いつ行うのか。

(5) 全路線の巡視は、定期的に行っているか。

以上で壇上からの質問は終わらせていただきますけれども、再質問がある場合には自席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1-1、1-2は、私、総務部長から、1-3から1-6は厚生部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

今年度改定しております南知多町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針として持続可能な開発目標（SDGs）との関係を示しております。建物系施設の基本方針の中で、環境負荷の低減について、施設の長寿命化や適切な施設の維持管理を行うことにより、資源・消費エネルギーから発生するCO<sub>2</sub>、二酸化炭素でございますが、を削減し、環境負荷の低減を図っていきますと示しております。

御質問の鉄筋コンクリートの建物を木造建築に転換できないかに対しましては、総合管理計画の基本方針を踏まえて、補助金等の活用やライフサイクルコストの低減を勘案し、施設分類ごとの個別施設計画において具体的に検討していくことになるかと考えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

これから設計していく段階ですので、まだコンクリートにするのか木造にするのか、どうするのか決まっていないと思いますけれども、現実的に昨年東京では、地下1階、地上12階の木造建築物が完成しております。大手ゼネコンさんなんですけど、技術的には木造でやることも全然可能だと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思

ます。

また、コンクリート 1 立米当たり 170 キロの二酸化炭素を固定化するというコンクリートが、もう既に開発されています。これについても大手のゼネコンさんなんですけれども、よくよく調べてみると、どこの生コン工場でも作ることが可能になるはずなんです。ただ、特許料というかパテント料というか、そういうものがかかってくる可能性がありますけれども、技術的にはもう既にそこまで来ているよという状況で、そのコンクリート、多分高いものになると思いますけど、建築費用の面とかいろんなことを考えて、これからぜひ御検討のほどよろしく申し上げます。

それでは、2 番に行ってください。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問 1 - 2 につきまして答弁させていただきます。

現在、本町の公用車については、消防団車両を除き、トラックやマイクロバスも含めて 50 台を保有しています。そのうちハイブリッド自動車を 2 台保有していますが、自動車自体が二酸化炭素を排出しない車は保有していません。

国が示している 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略において、2035 年までに乗用車新車販売で電気車 100% を実現できるよう、包括的な措置を講じるとあります。つきましては、当面ハイブリッド自動車 2 台の保有を維持しつつ、将来的には車両価格やインフラの整備状況を注視し、二酸化炭素を排出しない公用車の導入に向けて検討してまいります。以上です。

（4 番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

これも今後検討していくということですが、少し調べると近隣市町でも来年度から導入し始めるところがあるそうです。具体的に何台ということはちょっと分かりませんが、確かに動きがあるみたいですね。2035 年には、新車でのガソリン車の販売は一応禁止されるということになりますので、町内の今のうちの公用車ですね、何台あるか知りませんが、これを全部買い替えていくことになるので、計画的に順番に替えてい

く必要があると思います。

ちなみに、公用車を買替える基準ですけど、何年とか走行距離何キロとか、そういった基準があったら教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

ただいま役場の公用車を更新する基準はということだと思いますが、明確な更新の基準はなく、可能な限り長く使用することとしています。ただし、予算要求の目安としては、普通自動車は18年経過、あるいは15万キロ走行、軽自動車は15年経過、あるいは10万キロ走行を目安としております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

普通自動車と軽自動車について今教えていただきました。本町にはまだマイクロバス、来年度も買うと思いますけど、マイクロバスについてはもうちょっと長く使えそうな気がするんですけど、この辺どう考えていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

片山議員の御質問に答えます。

スクールバスにつきましては、これも明確にはありませんが、一般的には走行距離でいくと50万キロから100万キロ、年数でいきますと15年から20年と言われております。今現在、町のスクールバスは4台ございまして、豊浜のスクールバスは経過が14年経過しております。内海のバスにつきましては13年経過しております。

ただ、スクールバスにつきましては、現在3か月に1回の法定点検、並びに年1回の車検等を行っておりますので、その中で点検修理をしていきますので、今現在は特に買替えの予定というのはございません。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

いずれにしても、これから13年後までにはほとんどの車を買替えなければいけないという中で、もう一回はガソリン車を買えるかもしれんですけど、これから電気自動車、それから燃料自動車、EVやFCVというのが、どちらが優勢になってくるかちょっと分かりませんが、よくよく見極めて、EVだったら電気ステーション、FCVだと例えば水素のステーションが必要だとか、そういったことも出てきますので、よくよく見極めていい方向に判断してくださることを願っています。

次の質問、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-3につきまして答弁させていただきます。

森林等植物が二酸化炭素を吸収することや、藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素がブルーカーボンと命名され、吸収源対策の新しい選択肢として提示されていることは承知しておりますが、町ではまだその吸収量について把握しておりません。したがって、これらによりカーボンニュートラルを達成しているかどうかは不明であります。

森林吸収量等の把握につきましては、今後、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき作成を検討していく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定時において確認していくこととなると考えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

ブルーカーボンというのは、海中の海藻だとか藻だとか、そういったものが水中の二酸化炭素を吸収するという格好になるんですけど、全体の二酸化炭素量の中から吸収する量はブルーカーボンのほうが多くて55%と言われております。ですから、今どんな状況か分からないですけど、これからも海藻だとか藻を増やす努力が必要なのかなと。

そういった中で、今やっておるかちょっと分からないですけど、漁協さんが築磯とい

う事業を昔行っていました。築磯なんていうのを新しく作ると、そこに例えばアマモとかそういった海藻類をつけて増やせば、もっともっと吸収量が増えるかなというふうに思っていますので、今後そういった事業があれば、どんどん増やして行っていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

自治体間で直接排出権の取引が行われている事例につきましては、中部経済産業局にも確認しましたが、把握していないとのことでした。

しかしながら、環境省が作成した公的機関のための再エネ調達実践ガイドの中で、再エネ電力由来のJ-クレジットの購入という手段が掲載されております。J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素などの排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素などの吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。このクレジットを排出権として取引することができるもので、自治体が登録して利用することもでき、近隣では岐阜県の御嵩町が適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして登録し、利用しております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

御嵩町さんがそういったことをやってみえるみたいなんですけど、注目したのは、僕はアメリカの電気自動車の会社が2020年度の話なんですけど、排出権の取引高で、売上高といいますか、約1,700億円の収入を得ています。この会社はその1,700億円があったがために、その年は黒字になっています。本業では赤字でした。

ということで、これをもし本町がこの先、さっき言ったアマモの話もそうなんですけど、森林も適切に管理していけば、排出権として売り出すことができると。そうすると貴重な資源になりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

カーボンニュートラルやゼロカーボンシティとは何かということ町民に発信する取組は現在行っておりませんが、地球温暖化防止月間である12月に合わせ、町広報に地球温暖化防止のために住民の方でも気軽にできることとして、節電に関することや自動車の運転方法に関する、公共交通機関の利用に関するなどといった、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減のための啓発を行っております。

また、今後策定を検討していく地方公共団体実行計画（区域施策編）において、策定時に町民に発信していくこととなると考えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

これから発信していくような感じですがけれども、とにかくこのカーボンニュートラルというのは、例えば役場の人たちが一生懸命やっただけでは達成できるもんじゃなくて、町民一人一人が意識を持ってやらないと確実に達成することは難しいだろうというふうに思っています。

また、ゼロカーボンシティの宣言についてですがけれども、先日も東海市さんが宣言されて、先ほどは壇上では4市と言いましたが、知多半島5市全てがゼロカーボンシティ宣言をしたと。本町はどうなのかということなんですけど、よくよく調べてみますと、例えば武豊町さんがゼロカーボンシティ宣言をしたときには、併せて中電さんもカーボンニュートラルを宣言しました。逆に今度、東海市さんの場合は、新日鉄だとかあの辺の鉄鋼会社なんかがカーボンニュートラルを宣言したので、併せてすることができるということですがけれども、南知多の場合にはそのような大きな企業はないので、さあというやる必要もあるのかないかちよっと分からないですけど、時期が来て必要とあらば、ぜひゼロカーボンシティ宣言をしていただきたいと思います。

その次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務づけられている地方公共団体実行計画（事務事業編）として、令和3年度に第5次南知多町庁内環境保全率先実行計画を策定しております。この本町が行う事務・事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とするものであり、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間であります。

この計画の中で、物品の購入に関する取組、自動車に関する取組、庁舎・施設の管理に関する取組、土木・建築等公共工事に関する取組を規定し、令和7年度までの目標を定め、環境負荷の軽減や省エネルギーの推進に取り組んでいくこととしております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

先ほども言いましたゼロカーボンシティ宣言をしたのが、今知多半島で5市1町。この中で4町がまだやっていないわけですけど、知多半島みんなが歩調を合わせて努力していくために、5市5町で勉強会等々を開いてやったらどうかと思うんですけど、そういう取組はされていますか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの片山議員の御質問に対して答弁させていただきます。

今年度に入りまして、5月ぐらいだったと思いますが、5市5町で課長の集まる会がありまして、その中でゼロカーボンシティ等の話も出ておりまして、今年度、常滑市、知多市、東海市が宣言されておりますが、その辺りの情報はそこで既にいただいております。残り、うちを含めて残っているのがございますけれども、その辺につきましても状況等を説明して、現状5市5町で協力して勉強会、今後も引き続きやっっていこうと

いう話はしております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

今の質問ですけど、僕の聞いた話ですと、5市5町での勉強会、もう既に2回開催しておるとい話を聞いたので、あえて質問させてもらったんですけど、必ず出席していただいて、よく勉強してこっちへフィードバックしてもらいたいと。ちなみに前回、南知多さんは欠席したそうなんです。

それで、これから物を言っていけないのは、発電のことがよく言われるんですけど、石炭火力に日本の国はかなり比重が大きいというか、原子力発電が最近ちょっと時代の流れで細くなってきていますけど、今度2050年までに火力発電を41%ぐらいまでに削減したいなあという方向になっています。原子力発電は今は6%ほどなんですけど、これを20から22ぐらいに上げたいと、原子力は推進したいというような格好になっています。また、再生可能エネルギーは今18%ほどらしいんですけど、これを約倍の36%ぐらいに持っていくと。ほかには、水素の発電、これを1%増やしたいと。水素で発電する施設は、今、神戸に試験プラントというんですかね、あるメーカーさんが水素発電施設を造ってやっています。水素をつくるためにも電気が要ります。その電気を、例えば再生可能エネルギーで水素をつくって水素で車を走らせれば、全くもって二酸化炭素を発生させずに車を走らせることができるとか、そういうような時代になってきておりますので、乗り遅れないようにうちの町も一生懸命頑張りたいと思います。我々ももちろん努力しますから、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それでは、大きい2番へ行ってください。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

本町の町道は2,284路線、総延長は約455キロメートルで、そのうち舗装された道路約315キロメートルにつきましては、その利用実態に応じ優先順位をつけ維持管理を実施しています。

補修のタイミングにつきましては、各地区や住民の皆様からの情報提供、職員による巡視などを基に、老朽化の著しい箇所については可能な限り早急に修繕工事を実施しております。

また、特に利用頻度や重要度の高い主要道54路線、約33キロメートルにつきましては、平成26年度に行った舗装点検調査に基づいて、舗装の長寿命化を目的とした予防保全工事を計画的に実施しております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

道路の舗装のことをちょっとお聞きしたんですけど、アスファルト舗装だとかコンクリート舗装、割れてそのままほかってあると言ったら言い方も悪いですけど、割れたままになっておるようなところがかなり見られます。こういった舗装の寿命についてちょっとお尋ねしたいんですけど、コンクリート舗装をやったらそのままずうっと20年も30年もそのままだとか、アスファルト舗装も傷まなければそのまま置いておくとか、実際寿命ってどの程度あるんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

片山議員の御質問にお答えします。

寿命でございますが、アスファルトの寿命につきましては、耐用年数はおよそ10年、コンクリートにつきましては20年を目安に設計、施工をしているところでございます。ただし、実際には大型車の利用率が大きく影響しておりますので、実際の寿命としてはもう少し延びているかなあというふうに思っております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

案外短いかなあというふうに考えます。橋梁の場合は50年と言われておるんですけど、そういったことを考えればもうちょっと、下が碎石ということですからしょうがな

いのかなど。自分の体験からいっても、コンクリート舗装の場合で、穴が開いたので調べてほしいといって調べに行ったら、下1メートル50、土がないんです。延長的にも5メートルぐらい、コンクリートの舗装の版だけでもっていて、よく今まで落ちんかったなという状態のところもありました。だから、そういったものもよく点検していただければいいかなというふうに思います。

先ほど何か予防保存工事について答弁がありましたけれども、これはどの程度進んでいますか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

御質問の予防保全工事につきましてでございますが、平成28年度より1路線目が開始されております。大字豊丘地内でございますが、町道森添1号線、これは町運動公園の前の道路になります。継続的に工事を行っているところでございますが、これまでに実施した延長でございますけれども、約900メートルを実施しております。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

継続して行ってほしいと思います。現在の延長が900メートル、町道の総延長が455キロメートル、いつまでたってもなかなか全線やるということは難しいかもしれんですけど、計画的に予算の範囲内できっちりとやっていていただきたいと思います。

2番のほう、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

ガードレールやガードパイプにつきましては、町内に約37キロメートル設置されており、老朽化の著しい箇所は増加傾向にあります。また、特に山あいには設置されたガードレールにおいては、路肩崩壊などにより現在の基準に満たないものもございます。

補修や取替えなどにつきましては、舗装修繕と同様、各地区や住民の皆様からの情報提供などを基に、利用者の多い道路を優先に実施してまいります。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

ガードレール、ガードパイプ、これというのは、ほぼほぼ転落防止だとか、そこからはみ出さないようにとか、いろんな目的があって設置されるものだと思います。全部で37キロの延長があるそうですけれども、僕が見ていくとやっぱりちょっと不備があるんじゃないかなというのが散見されます。

住民の要望や何か、多分ガードレールを直してというのはあんまりないんじゃないかなというふうに思っていますけれども、中には道路に隣接した水路に、いわゆるバリアフリーで落ちていっちゃうような、ガードレールが設置されていないような、そんなところも見られることは事実なんです。そういったものも、今後、予算の範囲内という言い方はよくないかもしれんですけど、住民の安全のために一件一件確実にやっていってほしいと思います。

3 番、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 2 - 3 につきまして答弁させていただきます。

消えかかったセンターラインや外側線などの道路の維持管理に係る区画線の補修につきましては、剥離、汚れ、摩耗による不鮮明部分の有無や夜間の視認性など、業界の基準はあるものの公的な基準はありません。そのため、本町においては、交通量の多い幹線道路を優先に予算の範囲内で計画的に補修を実施しております。

また、止まれや横断歩道など交通規制に係る路面標示につきましては、随時調査を実施し、所管する愛知県公安委員会に補修を依頼しております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

道路を走っていて、やっぱり区画線が消えて見えないと、どこを走っているか分からないという、そんなような状況にもなりかねません。雨降りの夜で山の中だと、もうほとんどラインが見えない状態だと非常に危険です。広域農道の外側線を見れば分かりますけど、ほぼほぼ消えています。もう全くといっていいほど見えなくなっちゃっていますけど、この区画線を引き直すだけの工事というのはなかなか出ないのかなあと思ったら、来年度予算にたまたま2件、区画線というのが出ていたので、やることはやっているんだなと思っていますけど、例えばちょっとした水道工事や何かで見えちゃったりしたところは補修するのが当たり前なんですけど、その前後、ついでに少し距離を伸ばしてラインを引くとか、そういうことはできないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

片山議員の御質問、工事の際にその周りの部分はどのようにしているかということだと思いますが、併せて工事の範囲は当然引き直しを行いますので、その周りの危険な箇所につきましては併せて確認して実施するよう努めておるところでございます。

（4番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4番（片山陽市君）

前向きな意見で今後は進めていくということですので、ぜひお願いしたいと思います。とにかく区画線、さっきのガードレールも道路の命ですので、ぜひお願いします。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問2-4につきまして答弁させていただきます。

路肩にたまった土砂の撤去や道路脇の草刈りににつきましては、町道のうち交通量の多い幹線道路や広域農道においては、シルバー人材センターに委託し、毎年、年1回9月頃、実施しております。

また、それ以外の道路においては、各地区や住民の皆様からの情報提供を基に、随時、予算の範囲内で清掃作業を実施しているところでございます。

あわせて、各地区の協力による一層清掃や町職員による草刈り作業などの実施により、道路環境の維持に努めております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

片山議員。

○4番(片山陽市君)

シルバー人材センターに年1回委託をしておるということですが、本当に1回で足るのかなあというのはしみじみと思います。できれば3回ぐらいやってもらえると非常にありがたいんですけど、今も部長がおっしゃられたように予算の関係ということもありますが、町の職員の方が草刈りをやってみえるという今の話の中で、草刈り以外にも多分苦情があったら対応しておると思いますけど、どの程度対応されていますか。

○議長(石垣菊蔵君)

建設課長。

○建設課長(山本 剛君)

町の職員、どのぐらい現場のほうへ作業に出るかという御質問でございますが、草刈り作業を含めてですけれども、道路の清掃であるとか、あと舗装の簡易な補修といったことを併せますと、およそ年に30回以上は作業に出ているかと思っております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

片山議員。

○4番(片山陽市君)

30回以上、御苦労さまなことですけど、お金がないんだったら職員で対応しなきゃしようがないということで、今後も続けていってください。

次、お願いします。

○議長(石垣菊蔵君)

建設経済部長。

○建設経済部長(鈴木淳二君)

それでは、御質問2-5につきまして答弁させていただきます。

全路線の定期的な巡視につきましては、路線延長も長く、実施することが困難な状況ではございますが、主要な町道においては町職員により日常点検を行っております。

また、各地区や住民の皆様からの情報提供などにより、異常箇所の早期発見にも努めております。引き続き、皆様からの情報提供への御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

危険箇所の早期発見については、事故を未然に防ぐという意味でより多くの目で、皆さんの職員の方が、建設課だからやるんじゃないかと、どの職員だって毎朝通勤してくる道があるわけですから、そういったものを日々目視点検するというところでやっていくわけですけども、今後、町として情報提供だけに頼っておっていいのかという部分があり、何か別の次元で考えることはできないのかなというふうでお聞きしたいんですけど、今後何か考えておることがあったら教えていただきたいと思っています。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

道路のパトロールについて新しい施策といいますか、そういったものはあるのかということではございますが、令和4年度におきましては、公用車に設置されたドライブレコーダー、この映像を使いまして異常箇所の把握といったことや、住民の皆様からスマートフォンなどから投稿ができるような、情報集約することができるようなアプリを試験的に導入する予定となっております。これまでと比較しましても、より多くの異常箇所の発見につながるものと考えております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

ドライブレコーダーを利用するというのは、なかなかいいアイデアなのかなというふうに思います。

巡視の件ですけれども、日常点検を行っていますという先ほどの答弁がありました。

日常点検の記録簿というのがありますか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

日常点検の記録簿ということでございますが、異常があった場合は記録をするような形になっておりますが、日々の記録表というのは、しっかりつけるような努力はしております。以上でございます。

（4 番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

片山議員。

○4 番（片山陽市君）

この記録簿というのは、人事異動の際に非常に役に立ってくると思っています。今の建設課長がどこかに行って、新しい建設課長が何のこっちゃ分からないでは話にならないので、引継ぎの面からいっても記録簿というのは必要になると思いますし、それには平面図で箇所図をきっちりつけてもらって分かるようにしていただければ、より成果が上がるのかなというふうに思います。

最後になりますけど、道路の維持管理というのは、道路法42条において道路管理者の道路の維持修繕義務を定めています。道路維持というのは義務なんですね。やらなきゃいけないんです。それで、定められていることをお金がないという理由だけでやらないというのは義務を果たしていないということになりますから、あまりよろしくないなというふうに思っています。今後は住民の安全が第一なので、それを視点において道路の管理をしっかりしていただければいいかなというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔 休憩 10時15分 〕

[ 再開 10時25分 ]

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

先ほど片山議員も言われましたように、国連憲章違反で、ウクライナに対して殺人と破壊を繰り返すウクライナ侵略に対して抗議すると同時に、直ちに停止を求めるものであります。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

今日は2つの問題で話させていただきます。

中学校再編の制服と校則の考え方の問題と、もう一つは、町がこれから制定するであろう太陽光条例についてのその考え方について、東栄町の問題と併せて関連して質問をしていきたい、このように思います。

それでは、中学校の再編が現在進んでおります。令和5年度からの内海中学校での仮統合のための複数の担当検討部会が立ち上がっております。その中の生徒活動検討部会に関係する制服・校則等の検討の方法を、主権者教育の視点からその在り方を問うていきたいと思っております。

主権者教育の立場から制服の検討は、生徒たちが自ら学び、考え、決定する絶好の機会でございます。生徒たちがどのような学校生活を創造し、そして表現や自由や、そして民主主義の視点から自他の人権を考えるための総合的な教育、今話題になる総合的な教育でございますが、これの実践の機会でございます。教師中心の部会での令和4年度の1年間で決定せず、様々な関係者で町制服検討委員会を、各中学校でも制服検討委員会を子どもたちが立ち上げ、制服の有無からじっくり含め、最低2年以上は議論をして決定していくことが必要ではないかと考えております。それまでは、現在の4校それぞれの制服を利用していくこともできると思うのですが、どう考えるか。

2つ目、今後の学校は、LGBTQ、セクシャルマイノリティーの性的少数者に対する配慮も必要な学校になっていきます。全国的にも制服は男女を問わず、生徒本人が選択できるブレザー、スラックス、スカート、キュロットなどデザインが進んできております。本町でも考える必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

3番目でございます。様々なデザインの中から制服を決定するためには、決定に関わ

る子どもたちの意見表明や選択の権利の具体的な保障が必要です。生徒代表だけでなく、各学校で生徒たちの選択による意見交換の機会をどのように保障し、全体の意見をどのようにまとめていく考えなのかお聞かせください。

4番目、各地域における現在の制服業者の皆さん方がいらっしゃいます。それらの業者の皆さん方への配慮、そして保護者の意見の反映はどのように考えていくのか。これをお聞かせください。

5番目、帰属意識を持てるとか経済的であるという理由で、これまでの制服に苦痛を訴える生徒も出てきております。誰もが過ごしやすい学校にするためには、友達が制服を着る自由は尊重したいが、みんな同じを押しつけられたくないとする生徒も増えてきております。そのような生徒に対しての配慮は必要であると考えますが、どのように考えていきますか。

6番目、再編委員会資料によれば、現在の校則や学校の約束に関わる各学校の生徒使用品の状況は様々でございます。当面は無理に統一するのではなく、各学校の現行の使用品を原則利用して、2年以上かけてじっくり話し合っていけばいいのではないかと考えております。どうでしょうか。

7番目、特に靴下の校則基準が白のみという学校が4校もあります。現在、篠島中学校の3色選択、ここだけでございます、3色選択できるのは。そのように自由選択が望ましいと考えておりますが、いかがでしょうか。

2つ目の問題です。太陽光発電設備に関わる条例制定に向けて問います。

本町では、太陽光発電設備等に関わるガイドラインの改定を、住民の声に基づき一定の改善が進みつつあります。今後、条例の制定に向けて町の基本的な考え方を問います。

1番、愛知県の東栄町の人口は約3,000人ですが、既に太陽光発電に関わる条例、再生可能エネルギー発電事業と生活環境等の保全との調和に関する条例、以下、条例とありますが、この条例と併せて施行規則を制定しております。東栄町の条例は、町長の決裁権限を強くし、乱開発を防ぐ条例として大変優れています。本町も参考にし、取り入れていく考えはないのでしょうか。

2つ目、特に東栄町の環境保全条例も制定しており、私たちは健康で文化的な生活を営むため、このような良好で快適な環境の恵みを受ける権利を持つとともに、先人から受け継いだ自然環境や暮らしやすい生活環境を将来にわたって引き継いでいく責任を負っていると宣言しております。さきの質問で、条例の第6条で、この環境保全条例の20

条から30条を連携させて、より住民合意を高め、自然環境を守る条例となっております。本町の条例制定に向けて大いに参考になると考えますが、いかがでしょうか。

そして、最後の3番目でございます。本町は、太陽光発電設備条例や景観条例などと言っておきます。景観条例じゃなくてもいいと思います。なるべく早く制定する必要があると思いますが、いつまでに制定する計画なのかお答えいただきたいと思います。

壇上での発言は以上にしまして、個別の発言については自席でやらさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

教育委員会としても、議員御指摘のとおり、中学校再編は、その検討を進める中で生徒が自分のこととして学び、考え、形にしていく経験ができる貴重な機会と考えています。その機会を生かすため、大人の中学校再編委員会と各検討部会とは別に、令和5年4月の統合に関係する内海、豊浜、師崎、日間賀の4中学校から現在の中学1年生を2名ずつ選出し、中学校再編生徒準備委員会を組織しています。令和4年度に入りますと、そこに新中学1年生が加わる予定であります。

生徒準備委員会では、制服の検討も含めた検討課題に関して校内で話し合い、意見などを取りまとめ、大人の検討部会や再編委員会に対して意見や要望として伝える役割を担っていただいています。1月30日に開催した第1回の生徒準備委員会でも制服の話題が取り上げられ、生徒の間で話し合っていたところでした。

新しい制服を決める時期につきましては、現時点では令和5年4月までに決めることが決定しているものではありません。今後、生徒の意見なども聞きながら検討してまいります。

また、これから検討することですが、制服検討委員会などの立ち上げや新たな制服を決めた場合、一定の移行期間を設け、各校それぞれの制服を利用していくことなども検討課題であると考えています。

なお、令和5年4月の統合の対象でない篠島中学校の生徒も、検討課題の内容によっては、ぜひ話し合い、一緒に考えていただきたいと思っています。各校の交流の機会も併せて、南知多町の全ての中学校において中学校再編を学びの機会としても生かしてい

きたいと考えています。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

教育委員会の積極的な学びの機会としての制服論議と、こういうのは大いに私たちも賛成するものでございます。

特にちょっと確認したいことですが、生徒の制服検討委員会を各学校で立ち上げますか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

内田議員の御質問に答えます。

今、生徒準備委員会は、先月1月にやりました、今度は3月にやりますが、その中で議題として代表生徒が出てくるときに、当然各学校で聞いていただくということもございますので、それにつきましては各学校での対応になってきます。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ぜひ各学校での教育委員会の側から教育委員会を立ち上げ、今現在、町代表で出てきているのは8名しかおりませんよね。今度4月から始まったら、また8名が加わるということで多分16名になると思うんですが、今の中学校1年生が3年生のときに統合するという形になっていくと思いますけど、具体的な対応については、各子どもたちの声を本当に尊重するために、各学校でしっかりと学級会などで話し合いながら、どうしたらいいんだろうかと、そういう声を上げていただきたいと思います。

それから、大人の制服検討委員会というのは立ち上げるのでしょうか。今は再編委員会は立ち上がっておりますが、大人の制服検討委員会というのは立ち上がっておりません。どうでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

内田議員の御質問に答えます。

制服につきましては、今ここにありますとおり生徒活動検討部会、こちらのほうで検討しております。こちらでできた素案を再編委員会のほうで議題として上げていきますので、大人の制服検討委員会というのは立ち上げてございません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

愛知県の中でも様々な市町村で制服の問題については論議されております。知多半島でもそうです。私はここに一宮の例を持ってきたんですが、一宮の制服プロジェクト委員会というのを立ち上げております。一宮は2年度、3年度で論議をして、そして4年度ぐらいに導入しようじゃないかという話が進んでおります。そこには、みんなのプロジェクト委員会の中に、学識経験者で例えばお茶の水大学の特任講師、学識経験者、中部大学の教授、教育関係者で愛知県の臨床心理士会の理事、そういうものも含めて様々な各種団体のほうから出て、そして保護者代表、そして教諭代表と。こういう形で制服の問題について幅広く検討していくと、こういう形もつくられておりますので、ぜひとも南知多町としても検討していただきたいと思います。

子どもたちのいろいろな願いを大人の側から捉えると、子どもだけの話にはしてはいけないと思います。なので、やはり子どもの制服検討委員会、そして大人の側の保護者を踏まえた制服検討委員会が、いわゆる今度の新しい中学校で制服がいいんだろうか、また制服は要らないんじゃないか、このような問題も含めて議論していくことが本当に必要だというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

教育委員会としても、セクシャルマイノリティーへの理解と配慮は重要であり、学校

の制服は多くの方に受け入れられる選択の幅が必要であると考えています。

具体的にどのような選択の幅を持たせるかにつきましては、今後、生徒や保護者の意見をお聞きしながら、検討部会、再編委員会で検討してまいります。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ここが大事だと思います。まさに今ある制服を前提に考えるのではなく、制服が要るか要らないか、この問題も含めて子どもたちに問うて、そしてその是非を論議させ、当然子どもたちの中には私は制服が着たいという子はいますので、制服が着たいというならば、実際に制服を作る必要があるねと。その中で、この制服の一番の問題点は何で、デメリットは何で、メリットは何か。そういうことについて議論をする上では、多くの地域で、やはりブレザー、スラックス、スカート、キュロット、いわゆるLGBTQに対応できるような、そういう制服を一宮のほうでも作っております。そして展示会だとかそういうものをこういう形で開いて、そして様々な形で子どもたちの声を出しているわけですね。

なので、まず制服を結局どうするかということについての方向性ですね、これがすぐに作るのではなくて、今のセーラー服はもうやめて、ブレザー方式にしたらどうだというそういう思い切った提案のほうから、まずは令和10年度に向けて考えていくというふうな方向の考え方が必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

内田議員の御質問に対しまして御回答します。

まず制服につきましては、基本的には今4中学校の制服については、令和5年の統合後も引き続き使えますということは、1月にありました4月から入る保護者にも御説明をしております。ただ、ちょっと若干4校で違いますのは、セーラー服については線が2本のところと3本のところがある。リボンが白いリボンと紺色のリボン等がございますが、基本的にはそのまま令和4年に入った新入生等については、その制服が使えますよという御説明はしております。

議員からあるようにLGBTQですとか、そういった問題については、やはりブレザー一化という問題が出てきます。それについての検討会については、今現在はいつからやるということは決めておりませんので、今現状は今ある制服をそのまま使っていただくという考えでございます。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

分かりました。

ぜひとも、やはり多様性に対応できる制服という立場から子どもたちにも考えさせていただいて、そして僕は2年で決める必要はないと思うんですね。令和10年度を目指して、どのような制服がいいのかということをしかりと子どもたちの中で議論させていく、そして大人も声を出すと。そういう立場でぜひとも進めていただきたい、このように思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

中学校の制服について、生徒の意見を集める具体的な方法は、各学校においてそれぞれ検討していただくものと考えています。具体的な方法としては、例えば総合的な学習の時間などを利用して制服について学級で話し合う、あるいはアンケートを行うことなどが考えられます。生徒準備委員会に選出された各校の生徒代表も、学級での話し合いを企画したり、友人、先輩、保護者などからの意見を集めたりと精力的に活動をしてきています。

新しい制服を採用する時期などは決まっていますが、令和4年度までは生徒準備委員会として各学校で得られた意見などを持ち寄り、話し合い、その結果を大人の検討部会などに伝え、生徒の意見を反映させていくことを考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

これまでの教育の欠陥、私も反省しておるわけですが、結局、特に中学生に対しては、管理・命令・支配、この発想は非常に教師の中でも、私も反省を含めて言いますけど、強いんですね。生徒は教師の言うことに従うものであると。自分たちで考えて物を決定するような場面というのは、極めて限定的にされていました。これからの教育は、やはり主権者教育、自分たちで自分たちの国をどうするんだと、そういう意識をやはり小さい頃から成功体験を持たせるということが非常に大事だと思います。

このいわゆる制服問題については、自分で声を出すことができるわけ、ましてや毎日着る服ですから、当然自分の声を反映させて、こういう声で自分は実現できたんだと、そういう成功体験をこれによってきちっと、要するに自分たちでこの南知多町の子どもたちが体験できるように、そういうふうにしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

制服を新しいデザインなどに変更した場合、制服を取り扱っていただいている地元の衣料品店は、それまでの制服の在庫をどうするかという問題が生じます。また、保護者にも新たな制服を購入する負担が生じます。これは、制服に限らず体操服やジャージ、かばん、上靴などの学用品にも当てはまる問題です。

教育委員会では、在庫の問題については衣料品組合と話し合いを行い、対応策を検討しているところです。また、学用品購入の負担などについては、一定の移行期間を設けることなどにより負担が大きくなるように配慮していきたいと考えています。

このようなことを踏まえて、今後、再編委員会で検討してまいります。再編委員会の委員の中に各地区の保護者の代表の方がお見えになりますので、その意見集約なども担っていただくことで保護者の方の意見などが反映できると考えています。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

特に、やはりもう既に制服業者の方々は各地区であられると思います。もう既に在庫を抱えて、自分のやっぱり利益の問題も含めて様々な形での調整が必要になってくると思います。そういう点からも、やはり業者の皆さん方の納入の、いわゆる状況整備だとか、それから期限だとか、そういうことも踏まえて、やはり慎重にこれは対応していく必要があると思います。

やはり一番大事なのは、例えば大きくブレザーに変えると、こういうようなところがあつた場合には、こういうブレザーに変えますよと、こういう規格で、このようなデザインでやっていきますと。それをやはり制服業者の皆さんにもきっちりと連絡していくというふうな、そういう周知期間というのは本当に必要になってくると思います。それで、その間に今の学生服については完全になくしていきますよと。だから、その新しい制服と今ある制服の在庫期間ですね、この調整をやはり慎重にやっていただきたいと思います。地元の業者の皆さんが損をしないように、そして子どもたちが自分たちで決めた制服であるということがしっかりと確認できるような、そういう調整期間を持っていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

制服についての考え方は、難しい問題であると捉えています。同じ制服を着用することに抵抗感を覚える生徒については、その気持ちに寄り添いながら、多様な価値観を尊重する中で制服の意味について考え、一定の価値観を見いだしていくように指導していくことが望ましいと考えています。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

2022年1月27日の夕刊にこういう記事が載っておりました。いわゆる福岡県の糸島市

の中学校2年生が、兄のお下がりの袖を通したけれど、真っ黒で威圧的で洗濯できないのも嫌だったと。それで、友達の前を歩く自由を僕は尊重したいけれど、みんなと同じは押しつけられたくないということで学校と話し合ったそうですけど、そうしたら私服でもいいよということがあったそうですが、それが徹底されていなくて、そして教師の側から何でおまえは制服を着ていないんだと、こういう指導があって不登校になってしまったと。こういう事例があって、お母さん方は、やはり学校に対して、また教育委員会に対して交渉をして、やはりしっかりとした多様性を認めるようなそういう対応をしてほしいという交渉をしたそうでございます。

なので、やはり最終的な糸島市教育委員会の結論は、標準服、制服はあります、当然。制服が来たいという子もいますからね、中には。けど、この子については、やはり制服は抵抗があると、どうしても着たくない。だから、着たくないから教育を受けさせないのではなくて、やはりここの結論は、標準服という考え方で個別に相談をして対応していくと、こういうふうな結論になりました、糸島市では。

だから、やはり南知多町においても、標準服という、制服を導入してもいいわけですが、もちろん私服でもいいよという判断もあると思います。しかし、制服を導入したときにそういうリスクがございますので、標準服であるというふうな考え方をしていくのが一番望ましいんじゃないかと思うんですが、どう考えますか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

内田議員の質問に対しまして答弁します。

制服、先ほどから答弁しておりますとおり、まだいわゆるブレザー化等は、いつ検討委員会等を立ち上げてするというのは決まっておりますが、その中で考えていく中に、議員がおっしゃったように問題というのも当然議論していく内容だと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ぜひとも、今多様な子どもたちが出てきております。なので、それに対応できるよう

なゆとりを持った考え方、価値観の考え方、これをやっぱり教育委員会や学校の校長先生たちが対応していただくことが大事じゃないかというふうに私は思います。ぜひともそこら辺をしっかりと、これからの議論の大きな材料として上げていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

教育部長。

○教育部長（鈴木茂夫君）

御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

生徒使用品については、現在、学校によって様々であり統一されていない状況です。議員のおっしゃるように保護者の負担が大きくならないよう、一定の移行期間を設けて新しい決まりに沿った状況にしていくことを、これまでの意見交換会や説明会などでお答えをしています。新しい制服の検討と同じように、このようなことも今後、生徒や保護者の意見もお聞きしながら、検討部会や再編委員会で具体的な対応を決定していきたいと考えています。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員に申し上げます。

しっかりと番号も言ってください。

○6番（内田 保君）

各校の使用品の状況というのが、具体的に調べられております。そこで、再編委員会に出されたこの資料でございますが、そこをみますと、やはり非常に指定がきついというか、そういう部分があるわけですね。だから、体操服や靴下やハーフパンツ、ジャージ、ウインドブレーカー、サブバッグ、通学用のシューズ、スリッパ、そういう問題も含めて、やはり具体的な部分で今後どうしたらいいんだろうかと、そういうようなことについては、やはりどのような形でこれは検討していく、じっくり話し合っていくというようなことは、どう考えておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

内田議員の質問に対しまして回答します。

今現在こちらについては、生徒活動検討部会というところで中学校の代表の校長先生及び5校の生徒指導の担当の先生を中心としまして検討しております。確かに4中学校のものについては、いろいろ細かく分かれておりますが、基本的には細かくではなく、大まかなところの学校に合わせるような形で、細かくならずにというところで今検討を進めておりまして、この素案ができましたら、また再編委員会のほうに上げていく予定をしております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員。

○6番(内田 保君)

これも制服と同じように、例えば各学校で使っている内容、スリッパやなんかは、そういうところは一部統一することは必要かもしれませんが、サブバッグだとかウインドブレーカーだとかジャージだとか、そういうものはそのまま使ってもいいような気がするんですが、そこら辺の考え方は今どういうふうな議論で進んでいるのでしょうか。

○議長(石垣菊蔵君)

学校教育課長。

○学校教育課長(鈴木和芳君)

内田議員の質問に対して回答します。

今現在使っておりますサブバッグ、ジャージですとか体育館シューズ等については、そのまま統合校でも使えるというお話は、在校生並びに令和4年4月に入る保護者の方には御説明はしております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

内田議員。

○6番(内田 保君)

次、お願いします。

○議長(石垣菊蔵君)

教育部長。

○教育部長(鈴木茂夫君)

それでは、御質問 1 - 7 番につきまして答弁させていただきます。

現在検討中の靴下の校則につきましては、白、黒、紺の 3 色の選択という原案を考えており、それを基に生徒に話し合っていたらこうと考えています。

校則に関しましては、どのような校則が望ましいのか生徒自身で考えることが大切だと考えています。その他の制服、かばん、体育館シューズなどについても、生徒の意見・要望を生徒準備委員会を通して検討部会に上げていただき、生徒の意見などが反映された校則となるよう考えています。以上です。

( 6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

靴下は、どこの知多半島の中学校でも白が多いですね。しかし、何で赤じゃ駄目なんでしょうね。青じゃどうしていかんのでしょうか。そこら辺の問題も含めて子どもたちに考えさせる機会として、やはりしていただきたいと。今、篠島中学校だけが黒、白、紺と、この 3 色から選ぶことができると。あとの中学校はみんな白なんですよ。それもくるぶしまでは駄目と。そのような、やはり大人が決めたルールじゃないですけど、小学校ではどんな靴下をはいておってもいいんですよ。それが中学校に行ったら、なぜそうなっちゃうのかと。こういう問題も、やはり子どもたちに問うて、どういうのが一体本当の表現の自由や、それから自分たちの生活しやすい靴下なんだろうかと、こういう議論をぜひとも重ねていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2 - 1 につきまして答弁させていただきます。

町では、ガイドラインの改定を行い、2月21日付で施行したところであり、今後、条例制定の準備を進めていくところでもあります。県内には、大府市、瀬戸市も条例を制定しておりますので、参考にできるところは参考にしていきたいと考えております。以上です。

( 6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

参考にしていただきたいと思います。

あわせて、関連しておりますので2番のほうも先に答えてください。それで議論したいと思います。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

東栄町の条例解説で、第6条第1項では、事業者が長期にわたり安定的な運営を行うためには、地域との関係構築のために事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努める必要があるため、環境保全条例の第20条から第30条に基づく手続を行い、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めることを定めていますと説明があります。

現在、町には環境保全条例はありませんし、制定の予定もありませんので、太陽光発電設備の条例を制定する際に、その条例の中に組み込んでいくことを考えていきます。

以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、今の今後の太陽光発電条例に向けて、いわゆる東栄町との関係で、どんな条例がいいのかということについて9点問いたいと思います。

まず1点目、東栄町の太陽光条例と南知多町の太陽光ガイドラインを比較して問います。

南知多町のガイドラインでは、5条で自粛という言い方をしております。そして、東栄町のガイドラインでは抑制という言い方をしております。やはり自粛というガイドラインの言い方よりも、抑制地域といった言葉を使ったほうが規制が強く感じられるので

はないでしょうか。そちらのほうに条例では直していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの内田議員の御質問に答弁させていただきます。

まだ町のガイドラインを改正したばかりで、その条例の中身については検討中でありますので、もちろん今言われた自粛を求める地域というふうにガイドラインでは使っておりますけれども、条例制定のときには、また言い回しは検討させていただきたいと考えております。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

2つ目、質問いたします。

太陽光事業計画に従って、事業の履行について町長の毎年の報告、立入調査について、太陽光条例の東栄町条例の13条には規定されております。南知多町のガイドラインには義務づけはありません。東栄町条例の13条では、毎年の報告義務を監視員の立入検査を求め、やるようになっております。毎年報告を義務づけることが安全につながると思いますが、やはりこのような報告の中身、特に保守点検、撤去処分費用の準備状況、景観保全、この3つについて、この東栄町条例の13条では求めているんですよ。こういう厳しい報告義務をやはりしていくことが必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

執行部に申し上げます。

先ほど答弁があったように条例は検討中という回答をいただいておりますので、同様であれば、余分なことは発言は控えて、同様な回答で結構だと思います。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの内田議員の御質問に答弁させていただきます。

先ほどもお答えしたとおり検討中でありますので、まだ中身については何も決まっておられませんので、よろしくお願いします。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

私は東栄町の問題で問題提起しておりますので、それはちゃんと読んでいただいて、今の南知多町の課題とどこが違うのかということはしっかりと把握していただきたいと考えます。

3つ目ですが、住民説明会のことが、先ほど20条と30条の関係でしっかりなっていると、そういうようなことがありました。特に南知多町のガイドラインでは、4条の12で住民説明会の範囲の対応も改正されております。かなりよくなっております。しかし、東栄町の条例はさらにいいです。事業計画の町への提出に向けて、意見聴取を条例の6条や環境保全条例の22条から23条で、地域住民を対象とすることを強く義務づけております。その場所、日時、周知の方法、資料の内容、報告の在り方など、細かく厳しく規定しております。このことについては、先ほど住民説明会のことも触れられましたので、どのように考えておられますか。

だから、住民説明会の細かい規則が南知多町のガイドラインでは曖昧なんですよ。東栄町の規則7条を参考に、住民説明会の細かい規則を規定した条例が必要だというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの内田議員の御質問に答弁させていただきます。

もちろん私も、大府市の条例も確認しておりますし、東栄町の条例も確認しております。ですが、先ほど申し上げましたとおり、まだ中身を検討しておる段階ですので、その住民説明会を東栄町と同じような様式でやらせるのかとか、大府市にも当然別のやり方が条例で制定しておりますので、その辺につきましては、もちろん今のガイドラインよりはよりよいものを作る気持ちではありますが、中身につきましては検討中ですので、よろしくお願いします。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

これから検討されていくということで、非常に大事なことだと思います。様々な、恵那市だとか、それから志摩市だとか、いろんところで条例をつくっておりますので、いい内容を取り入れていただきたいと、このように思っておるんですね。

それで、今私が具体的な例として、いわゆる住民説明会というのが今回開かれませんでしたから、太陽光発電においては。なので、やはりしっかりとした形での位置づけを、この東栄町においてはやられていると。そして、その住民説明会で駄目だと言われたらば、それはできないような、そういう条例になっているわけです。なので、そういう点ではしっかりと、またこの内容についても、住民説明会をどう位置づけるかということについても検討していただきたいと思います。

次の問題でございます。

環境影響評価、これは環境保全条例の中に位置づけられておりまして、太陽光発電においても環境影響評価ができる、そのような条例になっています。太陽光発電について環境影響評価をするかどうかということについて、これも検討課題だと思いますけど、どのように考えておられますか。考えていなければ、ないでも結構です。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

東栄町の条例にそのような文言が入っていることは承知しておりますが、その辺については、まだ入れる入れないは検討中でございますので、よろしくお願いします。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

次の問題でございます。

ガイドラインの指摘では、町長は指導か助言の言葉になっております。東栄町の条例は、指導・助言・勧告、勧告まで入っているんですね。だから、やはり南知多町の条例

も町長は勧告できるという、そういう導入も必要だと思います。そこら辺の検討はされているのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

その辺りにつきましては、大府市の条例にも指導・助言・勧告・命令・公表というのがありますので、十分検討していきたいと思っています。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

次、6番目です。

事業計画作成前の町長との調整義務、東栄町の条例では、町長と話し合っ調整しなきゃならないと書いてあるんですよ。南知多町では、それが今までやられてきませんでした。やはり意見交換をして、どういうふうな計画をしているんだと、どこにどういう太陽光を建てるんだと、そのようなことを実際に土地利用図や排水図や発電設備計画図や設計図、そういうものを全て出すと。太陽光発電条例規則の5条では、21項目の本当に詳しい資料を提出し、そして町長と話し合うと。こういう調整会議を設けるんですね。

南知多町においても、まず環境課に申し出るだけじゃなくて、町長さんと一緒に話し合っ、この事業はいいかどうかということについて会議を設けると、こういうようなことも必要に私は東栄町を学んで思うんですが、どうでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

内田議員のおっしゃる町長と調整というところまで、東栄町条例を読んで確認が取れておりませんが、東栄町にいたしましても、大府市にいたしましても、大府市は協議という形になっておりますが、事前にうちですと町長に対して協議を行う。もしくは、東栄町ですと調整を行うというふうになっておりますので、そういった何らかの形は入れていきたいとは思っております。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

7条では、こういうふうに書いてあります。東栄町の条例ですね。事業者は第3条に定める適用事業について事業計画を作成しようとするときは、再エネ特措法第9条1項の規定による事業計画の認定の申請または再エネ特措法改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をする前に、次に掲げる事項について規則で定めるところにより当該事業計画に盛り込むよう町長と調整しなければならない。義務づけです。

中身は何かというと、事業区域の位置の範囲、事業区域及びその周辺区域に関わる環境調査の内容、事業に係る設計における配慮事項、事業に係る施工における配慮事項、再生可能エネルギー発電設備の保守点検及び維持に関する事項、再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分に関する事項、土砂等の流出及び崩壊を防止する計画、生活環境の保全のための措置、そして景観保全のための措置、その他町長が定める必要な事項、こういう内容について調整なんです。極めて厳しいんです。だから、そういう内容をぜひとも追求していただきたい、このように思います。

そして、具体的な調整書類についても提出が非常に厳しいです。南知多町のガイドラインでは、6条で50キロワット以下と50キロワット以上で区別しております。提出書類が簡略化されているんですね、50キロワット以下では。しかし、東栄町の7条、規則5条では、キロワットは差をつけておりません。一貫して同じ書類の提出です。極めて21項目の書類の提出を出せと、こういうふうな形で徹底しております。南知多町においても、今のガイドラインが50キロワット以下、50キロワット以上という形で提出書類の差をつけておりますが、それはやめて同様の書類を提出させると、こういうような形で条例はつくっていくことが望ましいんじゃないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

50キロワット以上、50キロワット未満で書類の提出の差を設けることにつきましては、当然町としましても再生可能エネルギーを推進する立場でありまして、推進がスムーズにいくように今差を設けておるわけでありまして、条例に関しましては、中身について

はまだ検討中でございますので、ほかの市町の条例等を参考にしながら考えていきたいと思っております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

ぜひともしっかり検討していただいて、やはりルール違反が起こらないような、そのような事前チェック、これが本当に必要かと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

特に違反事実の公表についても、東栄町の条例では設置されております。東栄町条例 14条、15条です。南知多町のガイドラインには公表のそのような記述がないわけですが、南知多町も、やはり厳しく今回の事例のような事件があったときには公表するぞと、そして通報する、こういうふうな形での厳しい規定も、やはり準備していくことが必要ではないかと考えますが、どのように考えておりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

先ほどの大府市の例でも申し上げましたが、大府市についても事業者名の公表等、そういうペナルティーがございますので、検討していきたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

本当によりいいものにしていくために極めて大事なことじゃないかというふうに思っております。

そして、これは東浦の太陽光発電で裁判になって、終わりましたけれど、最高裁まで行って負けましたけれど、しかし、そこでは協定を結ぶと。いわゆる住宅地のほうに向かって太陽光を向けないだとか、それから土砂崩れの配慮をちゃんとするだとか、そう

というような形でいろんな工事をやる上で、その業者と、やはり安心・安全な太陽光事業、そして住民の安心・安全な生活、これが統一的に保障されるような、そういうような施策というのは当然必要なわけでございます。

なので、一定の場合においては、やはり協定を結ぶというようなことも、町長と協定を結んでちゃんと約束を履行させると、こういうことも必要に思いますが、そこら辺の考えは、環境課の課長さん、どうですか、いかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

協定につきましては、恵那市も同様に結ぶようにしておりますので、大府市にはないんですけども、また今後の検討課題として検討していきたいと考えております。

（6 番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

ありがとうございます。

今、様々な問題が山積してございまして、まず今の山をどうするかということに集中されてはおるだろうと思います。しかし、今後の南知多町の自然と、そしてやはり環境を守っていく。そして太陽光発電を、しっかりと再エネの動きを協力していくと、そういう立場から統一的な対応が本当に必要になっていると思います。

実際に南知多町においても、いろいろなところで景観条例がいいのか、それとも環境保全条例がいいのか、どちらがいいんだろうかというような議論があると思います。景観でいうと、やはりどこの景観を一体保護するんだと、景観条例をつくったときには。そういうふうな議論で、なかなかこれは……。

○議長（石垣菊蔵君）

内田保議員に申し上げます。

通告の内容に環境の今言っておる質問事項は入っておりませんので、関連質問は認めませんので。

主体的な質問だけお願いいたします。

○6 番（内田 保君）

分かりました。

というような形がありますので、特に景観条例だとか環境保全条例、そういうものをつくっていくときに、やはりきちっと対応していただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

太陽光発電設備条例につきましては、1月19日付で議会より南知多町太陽光発電施設の設置に関する条例整備を求める要望書をいただいております。町としましては、ガイドラインの改定を行い、2月21日付で施行したところであり、今後条例制定の準備を進めていき、来年度中には制定したいと考えております。

景観条例の制定につきましては、その前提となる景観計画の策定に向け、令和4年度の当初予算案において景観計画策定委託料を計上しております。計画の策定は2か年を見込んでおり、計画策定後、条例の制定を予定しております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

前向きに町のほうも動いていると、そういうことがしっかり分かる答弁でございました。

特に景観条例について、ちょっとお聞きします。

非常にこの問題については、何を景観とするのかということの判断が非常に難しい。委託をして具体的な形で検討されていくというふうに思いますけれど、これはどういう考え方で景観については条例化しようというふうな思いを持っておられるのか、それについてお聞かせください。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

景観計画の策定、こちらに当たりましては、今回の太陽光の問題がきっかけとはなりますが、南知多町につきましては観光地でもありますので、景観計画を策定することといたしました。

景観計画の内容につきましては、内田議員言われるとおり、太陽光だけじゃなくて町並みの保全だとか自然環境の保全、太陽光の問題、そういったところで当然規制等、規制と言っていいかわかりませんが、そういったものも入ってきます。こちらにつきましては、当然住民の皆様の財産にまで踏み込むことになりますので、こういったところは、きめ細やかな対応をもって行っていきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

非常に細かいところまで配慮されていく、そういうような答弁でありました。

やはり景観条例がいいのか、東栄町でやっているような環境保全条例のほうがいいのか、環境保全条例というふうにしてしまうと、例えば豚舎の汚水だとかそういうようなことも全部入ってくるわけでございますね。なので、やはり南知多町の観光資源や自然資源、それをやっぱり貴重に保存していくためには、どういう考え方をしていけばいいかということは、一律に景観だけでいいというふうな条例ではなくてもいいのかなあというふうに、私はちょっと個人的には思っております。なので、そこもしっかりと検討していただきたい、このように思います。

それでは最後に、やはり南知多町の景観も含めて、このような優れた条例制定を要請するものでございます。この内容は、先日、私、中部経済産業局の係長ともお話をしましたところ、東栄町の条例は中部経済産業局が指導しているんです。なので、かなり厳しく国の基準を徹底させると、抜け穴がないような形をつくったと、このような形で係長さんは言っていました。なので、南知多町の条例制定においても、ぜひとも様々な県、そして国のいろんな指導を仰ぎながら、よりいいものにぜひともつくっていただきたいと思うんですね。それについてはどうでしょうか。相談については、しっかりと様々なところと相談していくということによろしいでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

今の内田議員の御質問ですが、今回のガイドラインの改定におきましても、国のほうの御意見をいろいろ伺って改定してまいりました。今後についても、当然国のほうの御意見をいただきながら条例制定に向けて進んでいきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

校則についても、しっかりとした子どもたち本位、主権者にふさわしい、そういう校則の改定ができますように、そして条例改定についても、太陽光についても、太陽光発電といわゆる同一の連携した自然環境の保全、そういうことができるような条例制定を求めて私も協力してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時00分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力お願いをいたします。

〔 休憩 11時24分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、山本優作議員。

○2番（山本優作君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、一般質問通告書の読み上げをさせていただきます。

質問事項1. 都市計画道路豊丘豊浜線の危険性について。

現在、都市計画道路豊丘豊浜線、以下、豊丘豊浜線と言わせていただきます。は国道

247号線に接続する部分を工事しており、令和4年3月中旬に工事完了の計画となっています。豊丘豊浜線の開通は、地元地区の住民が長年待ち望んでいたことですが、交通量の増加が予想され、それに伴う不安要素が幾つもあります。私は、週に3回スクールガードの一員として豊浜小学校の低学年の児童だけで下校する日は付添いを行っています。この新しい環境で、児童たちが危険な目に遭わないか非常に心配しております。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1. 豊丘豊浜線は、着工時の計画どおり、令和4年3月中に工事を完了し、4月に開通できる見込みか。

2. 豊丘豊浜線は、豊浜小学校前の通学路である町道3184号線、以下、これを通学路と呼びます。通学路と国道247号線と交差するところについて、どちらの交差点についても信号機が設置される予定がありません。令和3年10月28日に豊浜地区の区長会より、豊丘豊浜線と通学路との交差点に信号機設置に関する要望書を町へ提出しましたが、その後、県の公安委員会や道路管理者である愛知県とは何回協議をしたか。協議した結果はどのようなだったか。

3. 豊丘豊浜線と通学路との交差点にある横断歩道は、ドライバーに見落としされないようにしていただきたいです。路面のひし形マーク以外で、横断歩道の見落とし対策はあるか。

4. 役場下のコンビニ前の交差点の形状が改修されると、豊丘からの車の大半が豊丘豊浜線側に流れ、道幅が広いためスピードを出し過ぎて危険になるおそれがあります。ここで、ドライバーへのスピード超過対策はあるか。

5. ドライバーが運転中に意識を失うなどして車が暴走し、交差点で横断待ちしていた児童が巻き込まれる痛ましい事故が全国でも後を絶ちません。通学路との交差点にガードレールやガードパイプなどの暴走車対策はあるか。

6. 工事中の道路ブロックの状況を見ると、豊丘豊浜線と通学路との交差点の横断歩道について、豊丘豊浜線を渡るための横断歩道が片側にしか作られないように見えます。交通安全の指導として、児童に右側通行を徹底してきたことに反し左側通行を行うということは児童の混乱を招くこととなります。そこで、横断歩道を追加することはできないか。

7. 信号機、道路標識、ガードレールの設置など、県道に関するハード面の対策は基本的には県の管理となりますが、県の対応を待っている間に事故が発生することは避け

なければいけません。開通に向けて、児童の交通意識改善、近隣住民や警察の協力などソフト面の対策が必要と考えます。現時点で、町として予定している対策はあるか。

質問は以上です。追加質問は自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問1-1、1-3から1-5は私、建設経済部長から、1-2、1-6、1-7は総務部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

愛知県が実施する都市計画道路豊丘豊浜線における未開通部分約300メートルの街路整備工事につきましては、当初、令和4年3月末の完了を目指し、実施しておりました。しかしながら、電柱の移設工事の遅れや通学路の安全対策のための追加工事により、工事期間を2か月程度延長し、道路の開通も6月頃にずれ込む見込みであると聞いております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

ただいまの回答の中で、豊丘豊浜線の工事で安全対策のための追加工事があるということですが、それはどのような内容でしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

通学路の安全対策の追加工事とは何かという御質問でございますが、後ほど御質問1-3から1-5のほうで詳しく御説明いたしますが、通学路となる横断歩道の見落とし対策や道路のスピード抑制対策などに係る追加工事でございます。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

現在やっているところの工事が2か月延長し、開通が6月にずれ込むということでしたけれども、この豊丘豊浜線の工事というのは、まだあとその役場の下のコンビニ前の交差点の形状変更の工事も残っていると思いますけれども、そちらの予定は今どうなっているのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

役場下のコンビニ前の交差点改良工事につきましてですが、こちらにつきましても当初、令和4年6月末の完了予定となっておりますが、街路整備工事の完了後、引き続き実施を行うため、工事の開始時期が遅延したことや、こちらの追加の道路ののり面工事が必要となったことなどから、完了は秋頃にずれ込むというふうに愛知県から聞いております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

じゃあ、交差点の形状変更もずれ込むということで、多く豊丘のほうから流れてくるのは秋ぐらいになるということですね。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

豊浜小学校の東側交差点に信号機を設置することにつきましては、地元区からの要望を受け、町長から令和3年11月1日付で半田警察署宛てに強く要望しております。

その後、1月20日と2月9日に半田警察署交通課に出向き、設置を要望する交差点付近は通学路のみならず診療所や歯医者、生活用品を販売する商店などが集中する沿道環境で、生活動線が集中している交差点であることから、交通の安全と円滑化を図るためには信号機の設置は不可欠であることを説明し、さらなる要請をいたしました。

半田警察署の説明では、今年度の愛知県公安委員会への要望案件として上げていくと

のことでした。

また、道路管理者である愛知県とは、信号機の設置などについては愛知県公安委員会の所管であるため、要望内容を共有し、交通の安全と円滑化を図っております。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

地元の区長会からの要望を受けて、半田警察署と掛け合っていたということですが、残念ながら信号の設置にはまだ至っていないということです。

この件に関しては、今後も町として要望を上げるという対応を行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

町としましても、子どもの横断について危険な場所でありますので、道路が開通した後も半田警察署を通じて県公安委員会のほうに信号機の設置について要請していきたいと考えております。

(2番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

それでは、また今後、定期的に進捗状況等を確認させていただきたいと思っております。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問1-3、1-4、1-5につきましては、関連がございますので、一括答弁させていただきます。

道路管理者である愛知県に対しましては、地元からの信号機の設置要望書に加えて、

町から通学路の安全対策の徹底に関する要望を行いました。その結果、横断歩道の見落とし防止対策としましては、横断者注意、通学路ありなどの注意喚起文字による路面標示や、路面を赤色に着色するカラー舗装を実施する予定です。

また、スピード抑制対策といたしましては、減速効果のある路面標示を実施する予定です。

歩道への安全対策といたしましては、横断歩道の前後や交差点付近には、ドライバーから視認性に優れたガードパイプを設置する予定でございます。以上です。

(2番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

山本議員。

○2番(山本優作君)

今、お答えいただいた横断歩道の見落とし防止に関して、路面の文字だとかカラー舗装だとか、どうも下のほうに対策が偏っているかなという印象を受けたんですけども、今、国道の中にある横断歩道だと、上のほうに横断歩道ありの標識がありまして、夜間点灯するようなものがついているんですけども、今回この交差点にそれと同じものをつけることはできないのでしょうか。

○議長(石垣菊蔵君)

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長(石黒俊光君)

ただいまの質問、道路上空につける横断歩道ありの夜間に点灯する指示標識につきましては公安委員会で、今後なくしていく方針であるということを知っておりまして、新規で設置しないと聞いております。

(2番議員挙手)

○議長(石垣菊蔵君)

山本議員。

○2番(山本優作君)

点灯するあの標識は非常に視認性がよいので、できればつけていただきたいところでございますけれども、検討して、今後設置する予定がないという残念な回答をいただきました。

これについては、やはり横断歩道があるということを知っていただく必

要がありますので、方針等はちょっと変わるかもしれませんが、町からは要望を上げ続けていただきたいと思います。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

御質問の交差点について、現在の計画では、交差点の3方に横断歩道が設置されるものとなっております。愛知県公安委員会によると、信号機のない十字の交差点においては、主線となる道路を横断するための横断歩道は歩行者の安全確保のため両側につけないこととしていることから、現状の交差部では県道豊丘豊浜線の北側と東西の通学路のみの横断歩道設置となっております。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

今のお答えの中で、あの交差点に信号機がつかないから片側にしか横断歩道がつかないということで回答いただきましたけれども、もし今後、あそこの交差点に信号機がつくようになれば、そのときに横断歩道も追加されるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

道路交差点に信号機がついたならば、それに伴って4方に横断歩道を設置することになるというふうなことで半田警察署からは聞いております。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

それでは、当面の間はどうしても児童に左側通行をしてもらう区間が発生するということになると思いますけれども、そのことについて地域の方々に情報を共有し、人によ

って右側通行、左側通行の指導がばらばらにならないような対策を町で取っていただきたいと思います。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

総務部長。

○総務部長（滝本恭史君）

御質問1-7につきまして答弁させていただきます。

児童の交通安全意識改善につきましては、町交通安全指導員、町交通安全推進員、警察、学校、PTA及び地域の協力により、交差点での交通立哨や交通安全指導により交通安全意識の向上に取り組んでいきます。

また、学校からは、特に下校時の低学年の道路横断が不安であるという声も聞いているので、学校側の協力も仰ぎながら下校時の交通立哨など道路の開通に併せ考えていきます。

新しい交差点の交通指導に関しては、児童が道路を横断するとき、飛び出しをせず、必ず止まり、必ず安全を確認して横断する習慣を身につけさせ、自分の身は自分で守る意識を高めるような指導をしていきます。また、ドライバーには思いやり運転が推進されるよう、スピードを抑えて横断歩道の横断者を優先するように呼びかけていきます。以上です。

（2番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

児童の親の方も非常に心配しておられるということで、今後どのような対策を取るのかというところをしっかりと発信していただきたいと思います。

今、お答えの中にありましたけれども、ドライバーに対する呼びかけというものについてはどういうものを行う予定か。決まっている部分がありましたらお答えください。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

現在も様々な交通安全の広報・啓発を実施しておりますが、さらに交通安全運動の展

開を図るため、街頭啓発キャンペーンを実施しまして、そして住民の方々に御協力いただいている交通死亡事故ゼロの日の街頭立哨などの活動を継続し、より一層ドライバーに安全運転、思いやり運転を推進していきます。

(2番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○2番（山本優作君）

今、そのドライバーの呼びかけとして、街頭でのキャンペーンをやっていただくということで、非常に結構なことだと思いますけれども、街頭のキャンペーンの場合、そのやっている間に通ったドライバーの方にしかPRすることができなくなってしまいますので、例えば区長会さんなどと協力していただいて、回覧板でこういうことになりますというところで注意喚起の文書を流していただくだとか、そういった対応をしていただければと思います。

最後、まとめとなりますけれども、今回待望の豊丘豊浜線が開通するに向けて、道路の設備面のハード面の対策については、町として非常に充実した準備をしていただいたというふうに認識しております。ただ、これから開通した後、非常に通りやすい道路になりますので、住民の皆さんたちがスピードを出し過ぎたり、横断待ちをしている児童を見落とさないようにしっかり協力していただくということで、ソフト面の対応がまだ残っております。今回、工事が2か月遅れて、開通も6月になるということで、まだまだ期間としては余裕ができたので、これからきっちり対応していきたいと思えます。

本町の宝である児童・生徒の安全を守るために、私も微力ながらですけれども、スクールガードとしてしっかり頑張っていきたいと思っております。町の交通安全指導員さん、町の交通安全推進員さん、あとは警察、学校、PTA、その他地域の皆様方としっかり御理解、御協力をいただいでやっていきたいと思えますので、これからよろしくお願ひいたします。

これで、私からの一般質問を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

以上で山本優作議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

〔 休憩 13時26分 〕

〔 再開 13時30分 〕

#### ○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、8番、服部光男議員。

#### ○8番（服部光男君）

本日、最後の登壇となりましたが、昨年の秋から行われております内海地区の太陽光発電事業についての質問をさせていただきます。

議長の許可をいただきましたので、壇上では、一般質問の通告書の朗読をさせていただきます。

1. 太陽光発電事業に対するの今後について。

令和3年10月末に突然始まった内海檜の木の間差点付近の太陽光発電事業の工事により、穏やかな地域の様相が一変しました。事業の内容が10キロワット未満の小規模施設での分散届であったのと、申請者も複数の名義を使用、全く別の事業を装っていたために既存のガイドラインにも抵触せず、町も県も事業の全容を事前に見つけることができませんでした。このような手法が全国でも見られることを重視した経済産業省や県知事の指導もいただき、令和4年2月の2回目の住民説明会では、事業の中止を住民の前で発表しました。ずさんな工事により被害を受けた地権者も多くいます。町も被害者であり、収束の方法を模索していく段階ではありますが、ここまでの内海地区における太陽光発電施設事業に対してと今後の対応について、以下の質問を行います。

1番、太陽光発電事業に関しては、2009年11月のFIT法（固定価格買取制度）の施行により、当時、太陽光バブルと称されるほどソーラーパネルが爆発的に普及した。家庭用の屋根のみならず、メガソーラーと呼ばれる大規模な事業が各地で展開され、その頃から本町でも山を中心とした多くのパネルが見られるようになりました。

現在までに、本町での太陽光発電事業認定件数は何件か。20キロワット未満、20キロワット以上、50キロワット・100キロワット以上の大規模、それぞれの分かる範囲での回答を求めます。

2番、昨年の10月末に突然森林伐採から始まり、多数の重機の投入により驚異的な速

さで工事が進んだ。あっという間に山の形が変わっていく中で、工事の不備などを指摘しながら町と県の職員の調査が入ったようだが、今回の工事に伴って、町道や農業排水路などへの損傷、大量の伐採木の農地への埋立て、計画地以外の無断伐採など多くの違法行為が発生した。発見次第、町や県の担当課と共に立ち会い、工事方法や内容の是正、指導などを多く行ってきたが、これまでにどのような指導や対応を行ったのか。

3番、令和4年2月13日に事業者による2回目の住民説明会では、治水に関する質問が前回同様、第1回住民説明会が令和3年12月18日に行われました。そのときと同様多く質問があり、事業者からは改善策として排水計画が提示された。大雨の際は土砂の流出も予測され、開発地域内から内海川へ流れ込むことになれば下流の田んぼや河川への土砂堆積として大きな災害要因となる。

そこで、今回のような大規模な開発行為に対し、町は災害対策を含めてどのような指導をしていくのか。

4番、地域住民をはじめ内海を訪れる多くの方から、南知多町への入り口がこんな光景になってしまったと悲しむ方や怒りを表す方たちからも、観光産業への配慮はないのかとお叱りを受けている。

事業者からの回答として、植林をして緑に戻すとのことだが、どこまで回復できるのか。最終的には自然の力での再生に期待するが、苗や芝の定着方法によっては、雨などによる流出も考えられるが、町の意見としてはどのように考えるか。

5番、内海地区の住民宛てに、令和4年1月19日付で「太陽光発電事業は中止」の文書を送っているが、これは町に対しても正式な回答として届けられているのか。また、その後の事業に対して、正式な説明は来ているのか。毅然とした対応は必要であり、その辺りの状況説明を求める。

6番、不適切な開発計画については全国でも多数発生しているが、埼玉県の大規模ソーラー事業では、環境大臣が計画の見直しを求める意見を経済産業大臣に提出した。大規模な森林伐採や盛土造成を問題とし、また各地で起きる住民運動にも配慮し、野放図な整備に歯止めをかける狙いもあるようだ。

本町での水際対策として、ガイドラインの改定が行われているが、規制を擦り抜けようとする業者に対しどれほどの効果があると考えているのか。

7番、本町にも適正な開発を見極めるため、今後、風力発電などを含む再生可能エネルギー施設全般について、罰則規定を盛り込んだ条例化を望むところである。高崎市の

事例としては、許可制と設置命令を含めた法的拘束力を有する仕組みを整備している。市長が許可を行う際には、そのための審議会を経ることとなっている。

条例制定を望む声は多いが、慌ててつくるのではなく、制定に向けた審議会のような組織を事前につくり、その中で観光、農業、漁業の町にふさわしい内容を審議してから、ゆっくりでもよいのでしっかりとした内容にしてほしい。また、観光への配慮の一つとして、志摩市の条例では、海上に設置する発電施設にも言及し、景観と同時に漁業資源にも配慮されている。今後、策定に向けた準備として、審議会のような組織づくりから始めていく考えはあるのか。

8番、今後時代が進むにつれ、太陽光発電事業の廃業・撤退の状況も出てくると考えられる。環境省もリサイクル等の推進に向けたガイドラインを発出し、適正な撤去、運搬、リユース、リサイクル、そして処分の方法について情報提供を行っている。通常のリサイクルに加え、台風等による飛散、損壊、浸水等による感電、また土壌汚染も考えられる。事業主の廃棄責任も踏まえ、対策は今からでも必要と思うが、準備のほうはできているのか。

9番、太陽光発電設備の普及を図るためにつくられたFIT法（固定価格買取制度）が役目を終え、今後の売電価格は大きく下がってきている。しかし、太陽光パネルの下で農業を営むソーラーシェアリングという事業形態では、事前に売電価格の確保がしてあると、発電開始までの猶予期間が3年（10キロワット以上）である。つまり確保した当時の価格、例えばキロワット当たり20円で20年間の売電が可能ということだが、反面、毎年農業の実態を報告する義務も発生してくる。本町でのソーラーシェアリングの実績・実態はどれほどか。また、営農に関してどのような指導をしているのか。

10番、今回の開発工事では、事前の説明もないままに伐採等の被害を受けている地権者も多くいる。自治体の民事介入の難しさは承知しているが、例えば事業者に対しての被害交渉を見ても、規制の裏を勉強し尽くし弁護士も抱えている事業者と比べ、法律も交渉の知恵もない地権者を誰がどのようにサポートするのが今問われているのではないか。

恵那市では、平成30年9月に太陽光発電設備設置に関する条例を制定、令和3年6月に改正を行っているが、改正点の中で、第17条の2では「市長は、必要があると認めるときは、事業者等または地域住民等に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができる」と条文に追加している。今まさにこのような状況に陥っている本町でも、恵

那市と同様に町民を守る体制は今からでもできないのか。

以上で朗読は終了させていただきます。追加質問に関しましては自席で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-1、1-5から1-8及び1-10につきましては私、厚生部長から、御質問1-2から1-4及び1-9については建設経済部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

20キロワット未満の認定件数は394件、20キロワット以上50キロワット未満の認定件数は229件、50キロワット以上100キロワット未満はゼロ件、100キロワット以上は29件となっております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

それでは、町のガイドラインに基づいて、これまであった届出の件数は何件になりますか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの服部議員の御質問に対しまして答弁させていただきます。

令和元年7月にガイドラインを制定後、66件の届出があります。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

そのうちの行政区等への住民説明会は何件行われましたか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

行政区等への住民説明会の件数につきましては、3件あります。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

その3件の説明会の中で、例えば事業計画の修正に至る案件というのはあったのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

事業計画の修正につきましては、1件ございました。

内容につきましては、住民からの大雨で雨水、土砂等が隣地や道路に流出した場合の対応をしっかりとってほしいという要望に対しまして、事業者から、水路の末端に沈砂池を造り、そこに一旦ためた上で道路側溝に流すよう計画を修正しております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

この住民説明会が大変な効果があった裏づけになると思います。また、ガイドラインも今後改定しまして、このような説明会が多く行われるようになってきますが、またそれぞれで皆さんも参加していただいて、適正な対応をお願いしたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

南知多町の所管する道路施設などへの損傷や不法占用行為、伐採木の埋立て行為、計

画地以外の無断伐採行為などに対しましては、担当課の職員により、連日のように現場対応してまいりました。

まず、町道、赤道、農業用水路などの管理施設への損傷被害につきましては、7件ありましたが、その都度損傷状況の確認や注意喚起、原状回復命令などを行いました。特に瀬木田地区においては、コンクリート舗装への大規模な損傷被害により通行の安全が確保できないことから、通行止めの措置を取りました。また、原状回復命令にも従わず開発工事を進める事業者に対し、連日、追加指導を行ってまいりました。

次に、計画地以外の無届け伐採行為につきましては、現地確認を行った上で事業者に対し伐採届に顛末書を添えて提出すること、提出までの期間は伐採作業を中断するよう指導いたしました。

なお、太陽光事業計画の中止後においては、対象となる森林について、町の森林整備計画に基づいて適正に植林を行うよう指導しております。また、農地改良届の計画以上の埋立てや、通路、資材置場など農業以外の目的外使用行為については、現地確認を行った上で原状回復などの指導を行っております。

そのほかにも、騒音、振動に係る特定建設作業の届出の指示や伐採木などの埋立てに係る廃棄物処理、自然公園法、砂防法に係る県の指導等に際し、県の職員と共に現場にて対応しております。以上でございます。

(8番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

今の説明だけではなかなか紹介できないぐらい本当に職員の方、一生懸命現場で対応していただきました。2月13日の住民説明会でも、事業者側からも報告がありましたが、このいい報告のためには職員の一生懸命な対応、土曜・日曜はもちろんですが、年末に休みが入った後にも、私たちがちょっと見に行くと職員が対応してくださっている、そんな姿を見て本当に頭が下がります。何でも削ってしまう、何でも埋めてしまう、今までの常識では考えられない状況の中で適正な対応をしていただき、感謝申し上げておきます。

そこで質問ですが、舗装が割れて通行止めになっている瀬木田の町道について、現在コンクリート舗装の修復作業に入っていますが、通行可能になるのはいつ頃になってい

るのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

服部議員の質問にお答えいたします。

御指摘の瀬木田地区の町道につきましてでございますが、現在3月末までの完了予定で復旧作業を実施中でございます。したがって、通行可能となりますのは、工事完了後に完了検査を実施いたしまして、安全の確認ができた上、通行止めの解除を予定しておるところでございます。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

次に、奥遠廻間の町道、これの農道の修復について、この辺りは事業者により山の掘削と併せ道路も一緒に削られてしまったような状況でした。その後、削った土砂を今度のかさ上げということで復旧作業に入り、現在形は整えた感じなんですが、どうもその盛土の仕上げが気になりまして、県道からもよく見えるので私も注意して見ておりますが、雨が降ると何かすぐに流れてしまいそうな気がするんですが、今後の状況によりさらなる修復工事も指示できるような状況になっているのかどうか、お尋ねします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

奥遠廻間の地区についての町道の道路でございますが、こちらの道路復旧につきましては、こちらでも現在復旧作業中ございまして、道路ののり面の安全確保のため、盛土部分につきましては全て撤去するよう再指導しているところでございます。以上でございます。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

今度は田んぼのほうなんです、田んぼの土砂を掘り出した中からたくさん伐採樹木が出てきて、今より分けられておりますが、県道から見えるところに山のように積まれておるんですが、この辺の片づけというのは今どんな状況なり、どんな指示が出ているんでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの服部議員の御質問に対しまして答弁させていただきます。

伐採木等の処理につきましては、昨年12月中旬に愛知県より適正に処理するように指導票が交付されております。

事業者のほうからは、順次処理していくと回答はもらっておりますが、いつまでにとこの指示が県からもされておられませんので、今後県と共に指導をしていきたいと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

もう一つ、田んぼの土砂の撤去ということになりますが、奥遠廻間の田んぼの土砂撤去と水路の復元、これは農業委員会にも関係してくると思うんですが、どのような感じになっているんでしょうか、今後について。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま服部議員からの御質問にお答えします。

奥遠廻間はじめ農地の被害に対しましては、地権者から農業委員を通じ通報や相談もあります。農業委員の皆様にはその都度現場確認、地権者の意向把握や調整などのパイプ役を担っていただいております。また、定期的に農業委員会にて現状と対応方法を報告し、御意見をいただきながら、事業者には、農地法に基づき原状回復は適正な農地保全を図るように指導しております。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

ありがとうございます。

今の答弁をいただいた中でも、町の対応ばかりでなく県の対応、いろいろなものも含まれておりますが、最終判断は町の担当部局で判断して進めていっていただきたいと思えます。たとえ県の担当であっても、こちらからの問合せの必要性とかそういうことも考えて動いていただきたいと思えます。

次の質問、よろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

今回のような大規模な開発行為に対しましては、本町といたしましても、特に内海川への水害や土砂災害について大変懸念しております。

事業者が大規模開発を行った4地区のうち、砂防法の適用を受ける口鈴ヶ谷地区を除く3地区については、愛知県の土地開発行為に該当しないことや太陽光開発の中止により、町の太陽光ガイドラインにも該当しないため、現在のところ排水対策の実施を指導するための法規制等がありません。

しかし、事業者においては、開発により大規模に樹木を伐採した現状において、水害や土砂災害対策を必要と考え、排水計画を提示していることから、本町といたしましても提示された排水計画を確認し、調整池や沈砂池、排水路などが適切に設置されるよう愛知県の協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

事業が中断していると言いながら、現実にはあのように削ってあるということでのそういった対応でやっていただきたいんですが、土砂災害を未然に防ぐためにも余裕のある排水計画を望んでおります。

今の状況での計画が出されたということなのですが、例えばあそこにまた次の段階での事業計画が出てきて、パネルが並んだとしたら、また条件が変わってくるような気がするんですが、その際はどのような対応を考えてみえますか。

排水計画についてです。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

太陽光事業を新たにまた行うということだと思いますが、当然太陽光発電事業を行う場合につきましては、計画の規模にもよりますが、町の新しいガイドラインに基づいて届出が必要となってまいりますので、事業者が新たな排水計画を提出することになると考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

厳格な対応をしていただきたいと思います。

そして余裕のある排水計画、この言葉を何回も使っておりますが、例えばですが、さらなる水害対策として奥遠廻間の田んぼ、あれを遊水して使えるような検討はできないのかということを提案させていただきたいと思います。

今回の大規模開発をこの地域のピンチとして捉えるなら、あのような場所をらせるチャンスと捉えて、河川管理者と同時に地権者、これは開発事業者も含まれますが、そういった方たちの協力をいただきながらの本当に余裕のある貯水計画といえますか、災害対策として計画を再検討はできないのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

服部議員の御質問にお答えいたします。

遊水池でございますが、愛知県の実施する内海川の河川改修事業の中でも、長期的な計画として設置することとなっております。現在、愛知県におきましては、下流部の中橋周辺でございますが、こちらのほうの河川改修事業を進めております。まずは、より

事業効果の期待される河川の拡幅工事を優先して実施しているところでございます。

しかしながら、御指摘にございますように、今回開発行為による内海川の影響、こういったものを懸念いたしておりますものですから、遊水池の設置についても、愛知県に対しまして早期に実施されるよう要望してまいりたいと考えております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

この水害対策というのは、私も本当にいつ水がまた我が家に押し寄せてくるかということちょっとびりびりしておりますが、このような形で、今回の事業に関係していない方もそういった水害の被害者になり得るということで、皆さんが大変関心を持っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

次の質問をお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

復旧のための緑化対策につきましては、先日の住民説明会で、事業者から杉、ヒノキ等の植林のほか、繁殖に優れたクラピアの植生を行うという説明がございました。

植林につきましては、南知多町森林整備計画に基づき、事業者が適正に植林を行うよう指導をしております。

また、植生につきましては、クラピアは繁殖性が旺盛なため、自生する植物に影響を与えることや、岩盤が露出した斜面に繁殖するかなどの問題がございます。今後は地権者の意向や専門家等の意見をお聞きし、県とも協議しながら、土砂流出抑制のため、また景観形成のための緑化対策を指導してまいりたいと思っております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

確かに植生が早いというのは長所ではありますが、その後の予期せぬ繁殖力に弊害が出

そんな気もしております。しかし、土や岩盤の保全、雨対策を考えたとき、何らかの植物で保護してもらう必要もあります。園芸関係の専門家等にも意見をいただき、事業者とも早急な対応をお願いしてまいります。

同時に植林も進めていく必要があります。場所としては、今回の事業計画地と同時に、被害地権者の民地も同様の作業を並行して進めていくほうが効率的であると、現実的だと思っております。

そんな中で、植林の樹木の選択は、総合的な景観を取り戻す、また逆に新しい景観をつくり出す、そんな意味も込めまして地域の意見も参考にするという方向はいかがでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま服部議員からの質問にお答えします。

木の種類を含む緑化部分につきましては、繰り返しになりますが、当地区の景観、自然環境、生態系に配慮しつつ、早期に土砂流出防備等の機能が十分に発揮できるように、事業者を指導するに当たっては、他地区の実績や専門家、関係機関等と連携を図るにより、と同時に地域の声も聞いていくことを重要と考えております。以上で終わります。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

ぜひ緑の復活と同時に殺風景な山に花が咲くような、そんな楽しみもあってもよいと思っております。

次の質問をよろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－5につきまして答弁させていただきます。

事業者は、令和4年1月19日の時点で、第2回住民説明会開催案内において、計画を中止した旨を表明いたしました。その後、町より事業者に直接確認し、今回太陽光発電

設備の設置を計画した94か所については、一旦全て中止する旨の説明を受けております。

しかし、原状の復旧作業及び緑地化を行い、その後、地域住民の理解が得られれば、改正されたガイドラインに基づき事業を行いたい意向を確認しております。また、その後、2月9日に行われました地元代表者らとの第2回住民説明会事前打合せ及び13日の説明会においても、事業者より同様の説明がなされております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

この質問の中に毅然とした対応をと入れたのは、これだけのことをして、町は大変な被害と同時に対応する職員の労力も大変使用されております。窓口としての担当部局は町の代表として対応していますが、今回のような事態では、やっぱりトップである首長に真っ先に説明と同時におわびを入れてほしい。今回の事業者から、町長への挨拶というのはあったのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

事業者から、直接町長への挨拶というのはございません。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

当然悪いことをすれば、子どもに何かやったらお父さんに謝りに行くというような感じになると思うんですが、事業者のこのような体質・対応が被害地権者に対しても同様に、当初迷惑をかけたことへの謝罪が全くなかったことです。

相手事業者に対しては、町への対応と地権者への対応、その都度、今後そういったことが万が一あった場合には強い指示、そういった形での対応を職員の方にもよろしくお願ひ申し上げておきます。

次の質問をお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

今回のガイドラインの改定につきましては、まず第1に、内海地区で起こったような10キロワット未満の発電設備が主に自家消費される場合にガイドラインの届出対象にならないことに対応するため、第3条の適用範囲、ただし書の部分で、対象外とするものを建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するもののみとしました。

それに加え、今後FIT法に基づく固定価格買取制度によらない発電設備の設置も見込まれることから、第2条第1号の発電設備の定義からこの文面を削除し、第3条、適用範囲を全ての設置事業及び発電事業に適用するとしました。

また、発電事業者が大規模発電設備となることを逃れ、小規模の発電設備を小分けして設置することを防ぐため、第2条第5号の設置区域の定義において、「なお、事業者が異なる場合であっても、一団の土地または隣接する土地において、同時にまたは連続して伐採、造成が行われる場合や、元請業者が同一の場合など、その設置事業が、一体性を有するものとして認められるときは、一つの区域とみなす」の文面を追加しております。

そのほか、土砂災害等の危険を防止するために、第5条の設置の自粛を求めることのできる区域に第3号から第7号までを追加し、この区域で行う場合は近隣関係者への説明や届出書の添付書類についても大規模設備と同様にするなどして、現状考えられる改正はしており、事業者に対する効果はあると考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

大変力強い答弁をいただきました。

改定ガイドラインが違法申請に対して一定の歯止めになることを望みますが、やはり当然ガイドラインと条例というのはそもそも生い立ちが違ってきておりまして、ガイドラインというのはお願いというレベルのような形のものになりますし、そこで追いつかないことで罰則規定、指示、命令等が行える条例化というのは今後また出てくると思います。取りあえずは今のガイドラインに守っていただきながら、そしてあと1年かける

か、そういった形でゆっくりとかけてでも結構ですので、また条例化が必要になってくると思います。

次の質問、よろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-7につきまして答弁させていただきます。

午前中の内田議員の答弁の中でも説明いたしましたが、ガイドラインの改定を行い、2月21日付で施行したところであり、今後、条例制定の準備を進めていくところでありますので、現在のところ、審議会のような組織をつくっていく考えはございません。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

先ほどの内田議員の質問ともちょっとかぶってしまいましたが、内田議員は東栄町の例を紹介していただきましたが、やはり私も恵那市とか志摩市とか、いろんなところもやっぱり勉強させてもらいました。1年かけてじっくりということになりますが、この地域ならではの自然に優しい、そして観光にも優しい、南知多町らしい条例制定に向けて、よろしくお願いいたします。

次の質問をよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-8につきまして答弁させていただきます。

太陽光発電設備の廃棄については、町ガイドラインにおいて、発電設備を廃止した場合は、速やかに自己の責任において、撤去等適正に処理することと規定し、国のガイドラインにおいても、災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に参加するように努めること、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと、事業終了後の発

電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めること、発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照するよう努めることなど規定しておりますので、適正に指導していきたいと考えております。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

太陽光パネルは、事業者が撤退及び廃業しても光がある限り発電し続けます。時には、漏電から火災になる事例も報告されております。このFIT法での事業が終わりを告げる2040年頃に大量のパネルの廃棄物が出てくると予測されております。リサイクル資金の調達のために再エネ特措法がこの令和4年4月1日より改正され、太陽光パネル廃棄に向けた費用の積立制度が始まりますが、現在運用中の事業者においては積立てができていないところが多くあります。

先ほどの漏電事故もそうですが、パネルには有害物質が含まれており、このような産業廃棄物の危険性については国のリーダーシップが最重要、最前線だと思いますが、町の対応としての何か策はできているのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

パネルの廃棄に関しましては、国につきましては国のガイドラインに基づく指導で行うこととなります。愛知県につきましては、産業廃棄物に当たりますので、廃棄物処理法に基づく県の指導となります。町につきましては、当然ガイドラインの規定はございますが、国と県と連携して同様の指導を行っていきたいと考えております。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

現況についてちょっとお伺いします。

南知多町内で太陽光発電事業を起因とする火災及び土砂崩れ等の事故の発生は、報告

はあるでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

令和元年にガイドライン制定以降は、事故などの報告はございません。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

先ほども言いましたが、リサイクルに関する課題というのは2040年頃、FITの発電が終わった頃から増えてくると思いますが、災害時でのパネル損壊、あとそれに伴う故障というのはあした起こるかもしれません。そういった形で町、県や国と連携しての準備を早めをお願いしたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-9につきまして答弁させていただきます。

本町における営農型太陽光発電の実績・実態につきましては、山海字大坪地区において、令和2年10月より、営農型発電設備事業者3者により、合計6,110平方メートルの農地で事業が行われております。

発電設備下部の農地は、全て1つの法人により営農されており、サカキを栽培しております。

次に、営農に関する指導につきましては、営農型発電設備設置のための一時農地転用許可を受けた事業者は、毎年、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書を農業委員会を經由して知事宛てに報告することとなっており、該当する全ての事業者から報告を受けております。

報告書の内容につきましては、発電設備下部の農地における収穫量や生産された農作物の品質、それに対する試験研究機関やJA、普及指導員など、知見を有する者の所見などについて記載する様式となっており、そのほか農作物の生育状況が確認できる写真

を添付することとなっております。

なお、サカキや果樹など収穫までに長期間を要するものについては、収穫できるまでの期間は収穫量の報告ができないため、その生育状況により確認を行うこととなっております。よって、現時点において、農業委員会から営農型発電設備事業者に対し、収穫量の減少や全く耕作をしていないことによる営農改善指導を行った事案はございません。以上です。

( 8 番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

そもそもソーラーシェアリングとは、農業従事者が農業をしながら、その場所で太陽光発電での収益を上げられるという農家への支援で始まりました。農地の中でソーラーの支柱の部分のみを一時転用とみなし、地目は農地のままで、固定資産税も安いままでパネルの設置が可能になり、農業収入への上積みの運用ができるということです。

しかし、現実はそのおいしい仕組みに事業者が参入してくる事態も多くなっております。今回の太陽光事業者も、次年度での事業に関し、ソーラーシェアリングへの事業展開の声も聞かれておりますが、場所によっては台風等の状況で風を受けて、パネルの飛散による二次的な事故も心配されます。支柱の強度にしても、すぐに農地に戻すことができるよう簡易な支柱での設置が条件となっております。またパネルの下での作業も必要で、パネル設置の高さもかなり高く設置しております。これは、台風等のパネルへの影響をもろに受けませんが、設置に関しての安全性の基準は大丈夫なのでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいま設置に関しての安全性の基準に対してでございますが、太陽光発電設備の設置については、電気設備に関する技術基準を定める省令により、物件に損傷を与えるおそれがないような性能を備えているものと義務づけられております。当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重に対し安定的であることとなっております。

風に対してでございますが、設計風速は日本工業規格太陽電池アレイ用支持物設計標準等により、南知多町は毎秒34メートルでございます。

また、農地転用の申請に際しては、申請者に対し強風対策について十分注視させるとともに、申請書には万が一周辺農地等に被害を及ぼした場合には、申請者が責任を持って解決する旨を申請書に記載するなどの指導をしております。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

さっきから設置に関しての簡易式の、なるべく簡単な設置と頑強な設置という意味で大分条件が違うような気がするんですが、例えばそのような基準があったとして、太陽光のいろんな被害状況を調べていますと、地下に埋め込んだ、1メートルくらい、1メートル以上のくいが全て抜けてパネルが架台ごと飛んでしまったという記事も見受けられます。その原因が強度不足なのか、もう一つは施工不備という可能性もあります。そういったことで規格に合った、基準に合ったアングルを使ったとしても、設置業者の例えば不慣れから来る事故、そういったことでの施工基準、施工確認というのは誰がどのように行っているんでしょうか、これは。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

発電設備を設置・管理する責任及び技術基準に適用される義務は、所有者、電気事業者にあります。

農業委員会としては、ソーラーシェアリングにつきましては、技術基準に沿った施工がされるというデータの確認を行うことはありませんが、仮に被害や疑念があった場合については、電気事業法に基づき経済産業省の職員による立入検査が行われることがあり、技術基準を満たしていないことが判明した場合は稼働の停止やホームページでの公表、FIT法における認定取消しなどの対応が取られることがあるとのことでございます。以上です。

○8番（服部光男君）

次、お願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－10につきまして答弁させていただきます。

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の手引によると、条例第17条の2（助言）の説明において、市は事業者や地域住民、近隣関係者に助言を行うことができます。事業者と全く折り合いがつかず、話がまとまらないなど、事業者と地域住民や近隣関係者の間で良好な関係を維持するのが難しい場合に、市が間に入って円滑に話合いが進められるようにしますと説明しています。これを被害交渉に例えると、交渉が円滑にできるよう助言するというのではないかと考えます。今回の件で、町は間に入って調整等行っており、話合いができる環境は整っていると考えています。

交渉について、個々の件には介入できませんが、事業者は2月13日に行った説明会の最後に、被害を与えてしまった方には誠意を持って和解に努めますと約束しておりますので、今後個々に和解交渉が進むと考えております。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

10番ということで最後の質問になりますが、この回答はぜひ町長にお答えしていただきたいと思っの最後の再質問をさせていただきます。

今回のように地域で大規模な開発が行われ、その開発が違法な造成を伴ったりした場合、民間の地権者の被害はもとより、今回のように自治体も被害者になり得ます。現在、私も民間の被害地権者の支援を行っておりますが、対応に関し不安を抱えているのも事実です。しかし、町長が事業者に対し、腹をくくって毅然とした対応に切り替え、違法な業者には南知多で開発してほしくない、違法は見逃さないと宣言したときから、自分も迷いがなくなったような気がしております。被害を受けた地権者の方も、勝手に木を切られ、勝手に造成され、その憤りを誰にぶつけるのか、勝手に開発した事業者が相手のはずですが、これを許したのは町だという思いもあったはずですが。地権者の方たちにも、まずは話を聞いて相談に乗ることが大事と私も感じました。

住民に寄り添うということは、弁護士を用意することも大事なんですけど、まず話を聞く、同じ立場になる、そういったことは、話を聞くということは町長じゃなくても職員、そして私たち町議でもできることでよいと思います。自治体の動きというのは、トップ

の思いで大きく変わると思います。その思いが被害者にも相手の事業者にも伝わり、さらに民の交渉にも大きく影響を与えたいと思います。

現在、事業者も、被害地権者の要求に対し前向きに対応していると現在は私も感じておりますが、今後の完全な解決には問題も多く残っております。地権者の支援に関わっている自分としても、法律関係や金銭に関しては踏み込めない領域もまだ多くあります。住民の声を聞き、今後もどのような形であれ、地権者と事業者との間で早期の解決を目指す中で、相談に対しよきアドバイスをいただけるようにお願いします。

太陽光発電事業も脱炭素を目指す国策事業であり、健全な事業者が健全な開発をするのであれば止められないこともあろうかと思いますが、今回の開発を踏まえ、被害地権者に対する思いと、今後のこのような地域開発に対しての思いをぜひ聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

服部議員の質問に対しましてお答え申し上げます。

まずは、今回の太陽光事業につきましては、道路などの公共財産を壊し、それから農水路ですね、農業水路の皆さんが使っている施設を壊し、そして過失とはいえ個人の財産を侵害しておると。加えて、地域の皆様方に治山治水における不安をあり、そして景観においては、皆さんの憤りを惹起するような事業であったということから、地域の皆様方が立ち上がっていただきまして反対の意思を表示していただきました。その結果、事業者においてこの事業の継続は難しいと判断し、被害を与えた地権者の意見をお聞きしたり、地域の意見も聞きながら現在後処理ですかね、次に向かってではありそうですけれども、後処理をしておるところであると承知をしているところでもあります。

今回、町としましては、まずこのような状況になる前に何か方法はなかったのかということも考えながら、悔しい思いもしながら、町民の皆様方に申し訳ないなということと同時に深く反省しているところでもあります。

今回の出来事を教訓として、どういうふうにしていくかということなんでございますけれども、取りあえず改定した太陽光のガイドライン、新しいガイドラインですね、それと来年制定したいなと思っている太陽光に関する条例などをまず、太陽光発電もそうですけれども、再生可能エネルギーを推進するという立場である以上、まず何より地域

の町民の皆様方の理解と協力を得るということを最も重要なスタンスとして対応していかないかなと思っております。

もう一つ、今回の事業で問題を提起されておるのが、南知多町における、私たちの町における開発と景観の在り方というものに対してどうしていくんだということを突きつけられていると思っております。これに関しましては、やはり観光地でありますので、景観条例というものを制定するというを前提にしまして、来年度から2年間にわたり景観計画というものを検討してまいります。

その検討の仕方は、私どもが昨年制定しました、つくりました南知多町の第7次の総合計画にあるように「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」と、町民の皆さんとできるだけ一緒になって寄り添いながらこの南知多町を守る、人を守る、自然を守るという思いを強く持って、しっかり策定に向けて対応していかないといけないと、力を尽くしていかないといけないと決意をしているところでございます。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（石垣菊蔵君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

ありがとうございました。

今回の開発事業は、町にとっても大きな教訓を残しました。それは人によって嫌な思い出になっていくかもしれません、このような体験から私たちが何かを学んでいくことも必要だと思っております。この傷を癒やしていくのにももう少し時間が必要ですが、町の協力を得ながら問題解決に向けて進んでいくことを念じて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時35分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしく願いをいたします。

〔 休憩 14時30分 〕

〔 再開 14時35分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま発議第1号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、発議第1号を議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。追加日程第1、発議第1号を議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議について

#### ○議長（石垣菊蔵君）

追加日程第1、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、鈴木浩二議員。

#### ○3番（鈴木浩二君）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は私、鈴木、賛成者は小嶋完作議員、片山陽市議員、山本優作議員であります。決議文を読むことで説明とさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議（案）。

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙である。このように、力を背景として一方的に現状を変更しようとする軍事侵略は、国際法の重大な違反であり断じて容認することができない。

さらに、ロシアによるウクライナへの攻撃や核兵器の使用を示唆する行いに対しても、厳しく非難するものである。

よって、南知多町議会は、ロシアによる一連のウクライナへの軍事侵略に断固抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。

また、政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、制裁措置を含む迅速かつ厳格な対応を行うよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月7日、愛知県知多郡南知多町議会

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。この際、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、質疑、討論なしと認めます。

これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより発議第1号の件を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（石垣菊蔵君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆様、どうも御苦労さまでした。

〔 散会 14時40分 〕